

# 豊後高田市下水道事業経営戦略

公共下水道事業  
特定環境保全公共下水道事業  
農業集落排水事業  
漁業集落排水事業

平成 29 年 3 月

豊後高田市上下水道課

～ 目 次 ～

1	経営戦略の概要	
	(1) 下水道事業経営戦略策定の目的について . . . . .	1 頁
	(2) 下水道事業の概要と経営の基本方針について . . . . .	1 頁
2	下水道事業経営戦略のロードマップ . . . . .	3 頁
3	下水道事業経営戦略	
	公共下水道事業 . . . . .	5 頁
	特定環境保全公共下水道事業 . . . . .	11 頁
	農業集落排水事業 . . . . .	17 頁
	漁業集落排水事業 . . . . .	23 頁

# 1 下水道事業経営戦略の概要

## (1) 下水道事業経営戦略策定の目的について

近年では、下水道事業施設の老朽化に伴う大量の更新時期の到来や、人口減少等による料金収入の減少等によって、経営環境が厳しさを増しており、早急な経営健全化の取り組みが求められています。

このような中で、下水道事業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスとして、将来にわたっても安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

また、下水道事業の経営戦略に関する計画概要について、「下水道事業経営戦略ロードマップ」を作成しました。

## (2) 下水道事業の概要と経営の基本方針について

### ① 公共下水道事業

平成5年3月に供用開始してから24年が経過し、水洗化率77%（類似団体84%）、施設利用率69%（類似団体49%）ともに低く、十分に施設が活用されていない状況です。

また、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、現状のままでは一般会計からの繰入金が増加することが予測されます。

よって経営戦略では、下水道事業会計の一本化と複式簿記による公営企業会計の導入によって、資産と負債を明確にすること。将来的な施設更新に当たっては、下水道処理人口の減少等を勘案して、汚水処理場の規模を縮小し、周辺部等の汚水管路は更新せずに、市が事業主体となって合併処理浄化槽等を設置・運営することなどを計画しています。

なお、市が設置した合併処理浄化槽等の使用料については、公共下水道事業と同じ料金体系を考えています。

### ② 特定環境保全公共下水道事業

平成19年3月に供用開始してから10年が経過し、水洗化率56%（類似団体69%）、施設利用率61%（類似団体37%）ともに低く、十分に施設が活用されていない状況です。

よって経営戦略では、公共下水道事業と同様に公営企業会計を導入すること。真玉処理区に隣接する臼野処理区の編入等を計画しています。

### ③ 農業集落排水事業

平成16年6月に供用開始してから13年近くが経過し、水洗化率は類似団体を上回ったものの、過疎化の進行とともに処理区域内の人口が減少傾向にあり、大幅な収入の増加は見込めない状況です。

よって経営戦略では、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたって、臼野浄化センターを更新せず、臼野処理区を特定環境保全公共下水道事業に編入して、農業集落排水事業を廃止する計画です。

#### ④ 漁業集落排水事業

平成 11 年 4 月に供用開始してから 18 年が経過し、過疎化の進行とともに処理区域内の人口は減少し続けています。

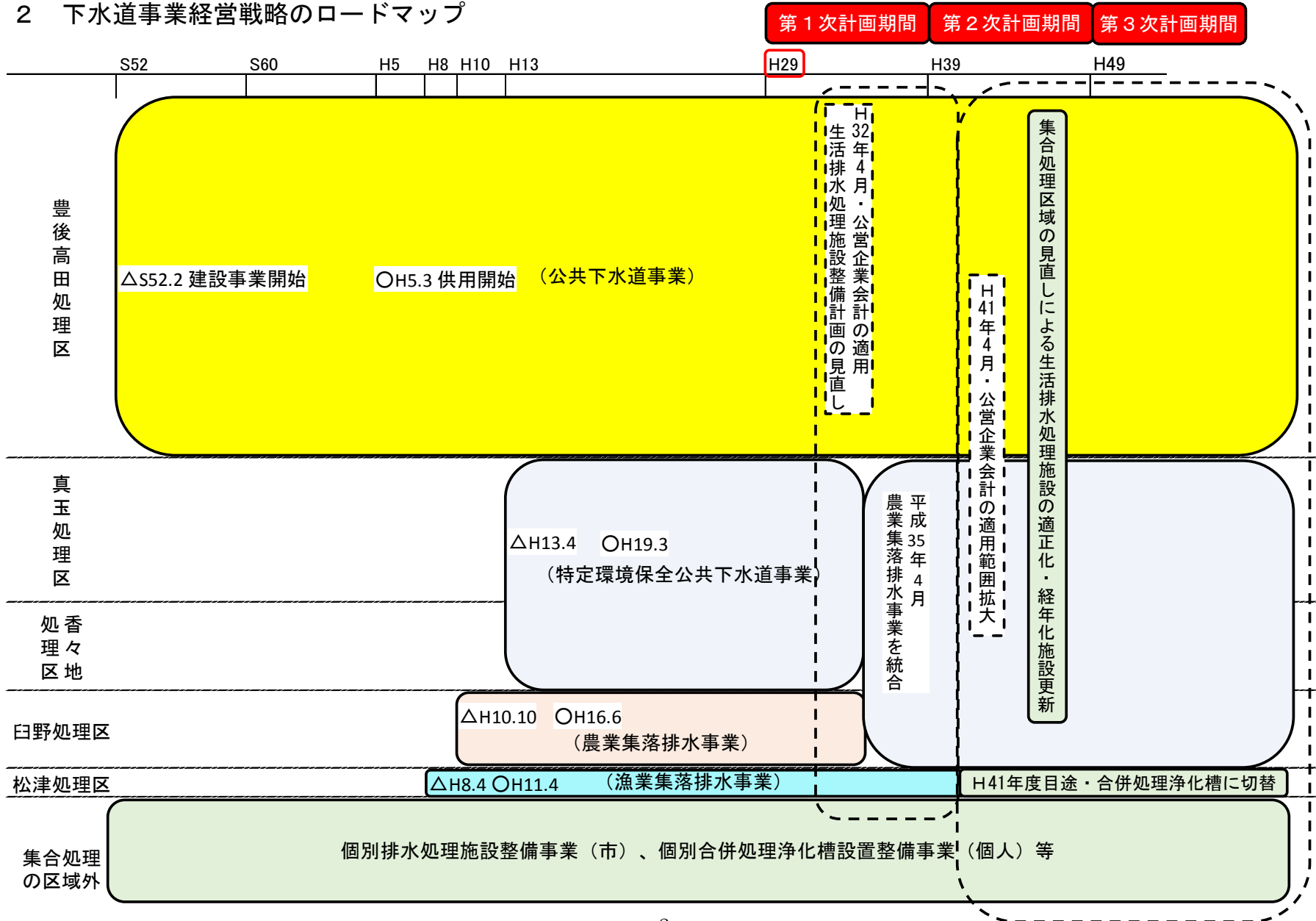
よって経営戦略では、今後の施設老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、変化に対応した持続的な污水处理システムの構築に向けて、合併処理浄化槽への切替等、地域の実情に即した污水处理方法を計画しています。

以上のような状況を踏まえ、今後の「変化に対応した持続的な污水处理システムの構築」に向けて、次のとおり経営の基本方針を定め、信頼性・効率性・透明性の向上を目指していきます。

#### ～ 下水道事業経営の基本方針 ～

- 1 污水处理方法（公共下水道、集落排水施設、個別合併処理浄化槽）の違いによって、受益者の経済的負担に差が生じないよう公平性を担保すること。
- 2 市内各地域の人口動向と既存污水处理施設の利用率を的確に反映した施設の配置及び更新を行い、経費回収率の向上を図ること。
- 3 複数の下水道事業会計を統一して公営企業会計を導入し、污水处理に係る業務の透明性を確保すること。

## 2 下水道事業経営戦略のロードマップ





# 豊後高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大分県豊後高田市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(H5.3.31) (24年)	法適(全部適用・一部適用)／非適の区分	非適用 (一部適用予定:平成32年4月)
処理区域内人口密度 (現在の人口/面積)	1,781.53 (9,068人/5.09km <sup>2</sup> )	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1か所(豊後高田処理区)		
処 理 場 数	1か所(豊後高田市終末処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき、6段階(①8m <sup>3</sup> までが1,000円、②8m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> までが135円/m <sup>3</sup> 、③15m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までが145円/m <sup>3</sup> 、④25m <sup>3</sup> を超え35m <sup>3</sup> までが155円/m <sup>3</sup> 、⑤35m <sup>3</sup> を超え45m <sup>3</sup> までが165円/m <sup>3</sup> 、⑥45m <sup>3</sup> を超える部分が175円/m <sup>3</sup> )のランクごとに算定して、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。 公共下水道は、市街化区域において設置される下水道事業です。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水を除き、一般家庭使用料体系と同じです。 公衆浴場汚水は、水道の使用水量に基づき、30円/m <sup>3</sup> で算定して消費税及び地方消費税を加算します。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	無		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,880円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 3,269円
	平成26年度 2,880円		平成26年度 3,259円
	平成25年度 2,800円		平成25年度 3,196円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料です。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)です。

#### ③ 組織

職 員 数	7人
事業運営組織	○ 所管部署:上下水道課(管理営業係 7人、工務係 5人(うち嘱託職員 1人)、計12人) ○ 所管事業:水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業 ○ 組織再編:平成22年10月1日水道課と下水道課を組織統合し、2課5係を1課2係に再編しました。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	本市の公共下水道事業は規模が小さいため、費用対効果が得られないと判断し、未利用です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	無

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた、収入増につながる取組を指します。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く。)

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ① 経営比較分析表: 別紙のとおり

#### ② 経営比較分析表の補足事項: 「収益的収支比率」について 類似団体の平均値データがないため、折れ線グラフの表示はありません。

## 2. 経営の基本方針

平成4年度に供用開始してから24年が経過しましたが、水洗化率77%（類似団体84%）、施設利用率69%（類似団体49%）ともに低く、施設を十分に活用できていない状態です。

また、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、現状のままでは一般会計からの繰入金が増加することが予想されます。そこで、変化に対応した持続的な汚水処理システムの構築に向けて、次のとおり経営の基本方針を定め、信頼性・効率性・透明性の向上を目指します。

- 1 汚水処理方法（公共下水道、集落排水施設、個別合併処理浄化槽）の違いによって、受益者の経済的負担に差が生じないよう公平性を担保すること。
- 2 市内各地域の人口動向と既存汚水処理施設の利用率を的確に反映した施設の配置及び更新を行い、経費回収率の向上を図ること。
- 3 複数の下水道事業会計を統一して公営企業会計を導入し、汚水処理に係る業務の透明性を確保すること。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ア) 投資の目標に関する事項

公共下水道事業の全体計画に基づく汚水管渠整備事業は、平成27年度でほぼ完了したことから、施設耐用年数（管渠40年、処理場50年）の到来が近づく施設の長寿命化対策、及び防災・安全対策等を実施する計画です。

#### イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

国庫補助事業によって、終末処理場の耐震・耐津波対策及び長寿命化対策事業、汚水管渠の長寿命化対策事業等を実施する計画です。その他単独事業として公共ます設置工事等を計画しています。

#### ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

公共下水道事業の全体計画のうち、未整備地区の整備計画を縮小（合併浄化槽等へ転換）することによって、処理場長寿命化対策工事（全部改築）の処理規模の最適化を図る計画です。

#### エ) 投資の平準化に関する事項

単年度の建設改良事業費は、2億円以内で計画しています。

#### オ) 民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### カ) 防災・安全対策に関する事項

処理場の耐震診断・対津波診断及び対策工事等を計画しています。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ア) 財源の目標に関する事項

投資に要する財源は、国庫補助金と地方交付税による財源措置がある下水道事業債及び過疎対策事業債を活用し、経常経費に充てる使用料収入は、水洗化率の向上によって増加をさせます。これによって、計画期間内における一般会計繰入金を抑制する計画です。

#### イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

過疎化によって処理区域内の人口はやや減少しますが、水洗便所等改造資金の融資あっせん制度等を普及促進させ、水洗化率の向上を図ることによって、収入を確保する計画です。また、平成31年10月の消費税増税（8%→10%）の増加分を見込んでいます。

#### ウ) 企業債に関する事項

建設改良費の財源として、30年償還の下水道事業債及び12年償還の過疎対策事業債を発行する計画です。

#### エ) 繰入金に関する事項

事務費（基準内：水洗便所等に関する事務費等）、地方債の償還財源（基準内：分流水下水道、高資本対策及び普及特別対策等に要する経費／基準外：使用料等をもって不足する償還金の補てん）、企業債対象とならない建設改良費の財源（基準外：建設改良費の補てん）として、一般会計繰入金を計画しています。

※過去3か年の平均額319,779千円／年→計画期間内（10年間）の平均額289,056千円／年

#### オ) 資産の有効活用に関する事項

終末処理場敷地に未利用の土地がありますが、活用方法は未検討のため、計画はありません。

#### カ) その他

国庫補助金、下水道事業債及び過疎対策事業債については、現行制度に基づき、計上しています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ア) 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### イ) 職員給与費に関する事項

5人分の職員給与費を計上しています。

※下水道事業全体計画に基づく、新設の建設事業がほぼ完了し、「建設改良費」の中に職員給与費は計上していません。

#### ウ) 動力費に関する事項

汚水管渠の中継ポンプ14か所、処理場1か所の動力モーター等にかかる電力料金を計上しています。

#### エ) 薬品費に関する事項

放流水の滅菌消毒、水質試験等に要する薬品費を計上しています。

なお、流入汚水については、終末処理場で脱水汚泥にした後、北九州市の処分場に搬出しています。

#### オ) 修繕費に関する事項

処理場及び汚水管渠中継ポンプ等にかかる修繕費を計上しています。

#### カ) 委託費に関する事項

処理場運転管理業務、施設保安点検業務、汚泥運搬業務及び窓口関連業務（受付、料金収納、開閉栓、検針（検針データ作成を含む。）、漏水調査、及び営業時間外の施設監視等）にかかる民間事業者への委託費を計上しています。

#### キ) その他

平成32年度の法適化に向けた経費を一括計上しています。



(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣市町村や県との連携により、今後検討していきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に、管渠等の耐震化に要する経費は計上していませんが、今後、国の財政支援等の動向によって耐震対策事業等を導入する場合は、負担が短期間に集中しないよう検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等を推進する中で検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は固定費が大きいので、現行料金体系の一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後ともこの体系を維持しつつ、段階的に使用料改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	終末処理場敷地の未利用地(7,932㎡)の有効活用について、今後検討していきます。
その他の取組	市が管理運営している汚水処理施設は公共下水道事業をはじめとする集合処理施設のみで、集合処理施設の設置が地形的に困難な地域は各個人が合併処理浄化槽を設置しています。将来的には、先進事例にならない負担公平と安定財源を確保するため、統一料金体系による集合処理施設と個別処理施設の一体的な管理運営の方法について、検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資的経費と同様に、民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等に向けた協議のほか、計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について、検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、下水道事業全体の中で負担するものとし、他の下水道事業との事業統合(会計の一本化)や業務委託範囲の拡大を踏まえ、削減に努めます。
動力費に関する事項	汚水管渠の中継ポンプの交換時には高効率モーター等、最新省エネ機器の比較検討を行うなど、費用対効果を検証しながら動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	将来的な包括的民間委託等による経費削減について、検討していきます。
修繕費に関する事項	将来的に、汚水管渠等の施設更新にあたっては、建設費はもとより、ランニングコストを最小限に抑えるため、管路の再編・縮小や個別合併処理浄化槽への切替等、多角的な検討を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について検討し、委託費の削減に努めます。
その他の取組	今後、人口減少が進行する中で、将来的に上下水道サービスを安定的に継続するためには、事業規模の維持・拡大による更なる経営基盤の強化が不可欠です。そのため、近隣市町村や県との広域連携について検討し、推進していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、投資・財政計画に基づき毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルを働かせます。また、事業統合(会計の一本化)や法適化等事業形態が変わる際にも、受益者の理解を得ながら、汚水処理の基本計画である豊後高田市汚水処理施設整備構想とともに、経営戦略を見直します。
---------------------	---

# 経営比較分析表

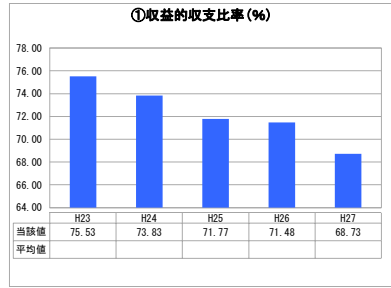
大分県 豊後高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	38.97	69.78	2,880

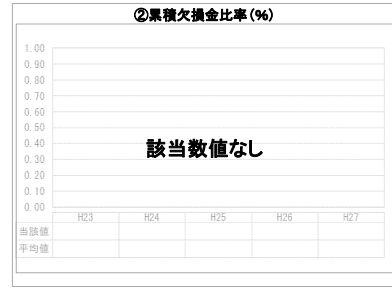
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,342	206.24	113.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
9,068	5.09	1,781.53

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
[ ] 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



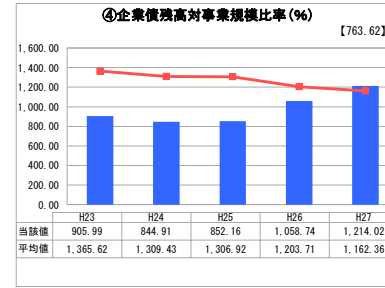
「単年度の収支」



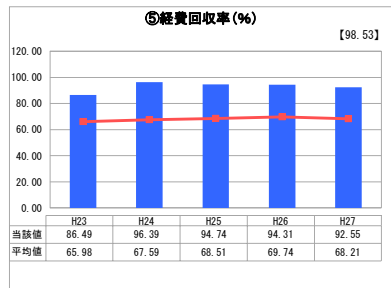
「累積欠損」



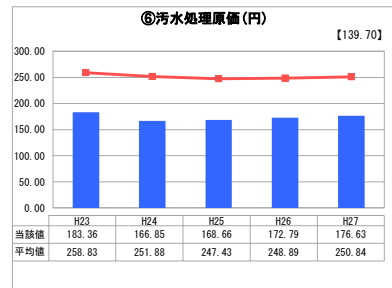
「支払能力」



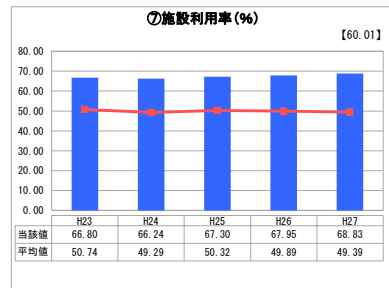
「債務残高」



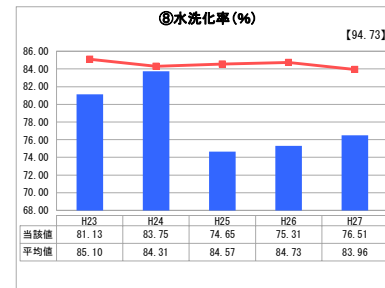
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

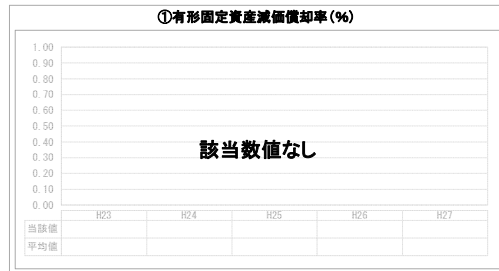


「施設の効率性」

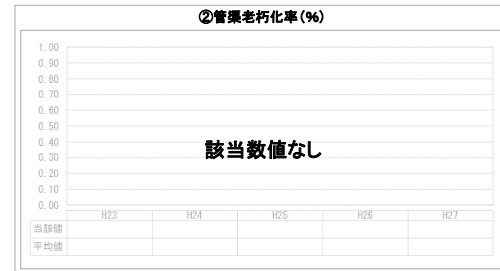


「使用料対象の捕捉」

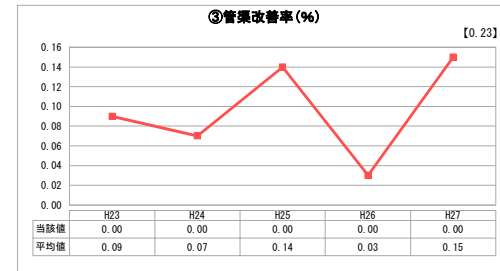
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率：  
水洗化率が70%台と低い水準にあり、使用料収入が低迷しているため、企業債償還金の財源に充てる資本費平準化債の借入が常態となり、下水道施設整備の進捗に伴う維持管理費や企業債償還金の増加によって、収益率は悪化する傾向にあります。

②累積欠損比率：-

③流動比率：-

④企業債残高対事業規模比率：  
下水道施設整備に伴う企業債残高の増加率が、使用料収入の伸びを上回り、やや増加傾向です。

⑤経費回収率：  
類似団体を上回っているものの、水洗化率の伸びが鈍く、使用料改定(消費税による改定を除く。)も平成17年から行っていないため、ほぼ横ばいです。

⑥汚水処理原価：  
本市の汚水処理は脱水までで焼却処理を行っていないため、類似団体と比較して低位にあるものの、水洗化率の伸びが鈍く、横ばい状態です。

⑦施設利用率：  
類似団体との比較では高い水準にあるものの、水洗化達成率が事業開始時の計画に対し70%程度であるため、施設利用率が100%を下回り、依然として施設能力は過剰な状態が続いています。

⑧水洗化率：  
類似団体の水洗化率が低迷し、その差は縮小傾向にあるものの、依然として低位にあり類似団体との開きがあります。

なお、平成25年度に算定方法を見直した(下水道接続世帯人数を各年度末の住民基本台帳と照合した。)ため、前年度の水洗化率を下回っています。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率：-

②管渠老朽化率：-

③管渠改善率：  
事業の開始時期が昭和52年で、現在のところ更新が必要となる管渠はありませんが、平成28年度から豊後高田市公共下水道長寿命化計画に基づき、老朽管の更新事業を開始する予定です。

### 全体総括

下水道施設の管渠整備は、ほぼ計画を達成していますが、水洗化率は70%台と低迷しています。これは事業計画に基づいて建設した汚水処理場等が処理能力の70%しか活用されず、30%が余剰能力となっている状態です。

下水道は、市民生活に欠くことのできない施設であり、下水道事業の健全で安定的な経営を図るうえで、水洗化率の向上が最優先課題となっています。

また、今後は人口減少による汚水処理人口の低迷が懸念されます。限りある財源を効率的に投資するため、下水道が整備されていない山間部等(非人口密集地域)については、公共下水道ではなく合併処理浄化槽の整備を推進していきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的収入	1	総 収 益 (A)	445,761	401,778	332,405	320,994	314,665	303,462	293,266	285,500	277,202	266,793	257,429	250,220	242,599	
	(1)	営 業 収 益 (B)	151,421	152,087	152,687	152,915	152,837	153,479	155,745	156,698	157,014	157,887	157,774	157,901	156,275	
		ア 使 用 料 収 入	134,537	135,548	136,497	137,452	138,414	140,672	142,948	143,949	144,957	145,972	146,994	148,023	149,059	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	16,884	16,539	16,190	15,463	14,423	12,807	12,797	12,749	12,057	11,915	10,780	9,878	7,216	
	(2)	営 業 外 収 益	294,340	249,691	179,718	168,079	161,828	149,983	137,521	128,802	120,188	108,906	99,655	92,319	86,324	
		ア 他 会 計 繰 入 金	288,900	244,118	174,463	164,417	159,656	148,636	136,939	128,751	120,175	108,906	99,655	92,319	86,324	
		イ そ の 他	5,440	5,573	5,255	3,662	2,172	1,347	582	51	13	0	0	0	0	
	収益的支出	2	総 費 用 (D)	187,888	185,472	165,527	189,707	183,874	180,785	158,764	161,084	156,344	151,847	146,996	147,226	144,665
		(1)	営 業 費 用	98,897	102,583	103,889	105,219	106,574	107,955	109,363	110,797	112,258	113,747	115,264	116,809	118,385
		ア 職 員 給 与 費	38,141	41,440	41,523	41,606	41,689	41,772	41,856	41,940	42,024	42,108	42,192	42,276	42,361	
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	60,756	61,143	62,366	63,613	64,885	66,183	67,507	68,857	70,234	71,639	73,072	74,533	76,024	
(2)		営 業 外 費 用	88,991	82,889	61,638	84,488	77,300	72,830	49,401	50,287	44,086	38,100	31,732	30,417	26,280	
		ア 支 払 利 息	85,949	78,315	58,447	62,811	55,863	49,298	43,633	37,942	32,291	27,219	23,558	20,604	18,188	
		うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	3,042	4,574	3,191	21,677	21,437	23,532	5,768	12,345	11,795	10,881	8,174	9,813	8,092	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	257,873	216,306	166,878	131,287	130,791	122,677	134,502	124,416	120,858	114,946	110,433	102,994	97,934	
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	431,780	454,363	263,530	317,157	368,089	401,662	226,828	245,498	281,081	315,665	265,113	298,186	310,981	
	(1)	地 方 債	222,700	236,600	150,600	154,400	169,400	152,500	69,100	65,600	65,800	63,900	48,500	66,800	77,200	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	130,000	130,000	130,000	110,000	110,000	70,000	50,000	40,000	30,000	0	0	0	0	
	(2)	他 会 計 補 助 金	66,209	60,932	75,430	102,833	134,847	154,310	142,146	168,227	178,798	180,975	164,606	154,866	144,529	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	111,504	125,492	15,000	42,350	59,170	91,005	12,500	11,000	35,850	70,170	51,387	75,900	88,632	
	(6)	工 事 負 担 金	11,367	11,339	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	620	620	620	620	620	620	
	(7)	そ の 他	20,000	20,000	20,000	15,074	2,172	1,347	582	51	13	0	0	0	0	
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)	679,490	658,339	425,153	444,782	496,708	522,992	360,748	369,863	401,926	430,611	375,546	401,180	408,915
(1)		建 設 改 良 費	243,740	259,249	37,000	87,200	118,990	174,000	32,000	37,000	72,000	134,400	100,250	143,000	166,150	
		うち 職 員 給 与 費	18,102	18,402	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)		地 方 債 償 還 金 (H)	435,750	399,090	388,153	357,582	377,718	348,992	328,748	332,863	329,926	296,211	275,296	258,180	242,765	
(3)		他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 247,710	△ 203,976	△ 161,623	△ 127,625	△ 128,619	△ 121,330	△ 133,920	△ 124,365	△ 120,845	△ 114,946	△ 110,433	△ 102,994	△ 97,934		

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度					
															(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	10,163	12,330	5,255	3,662	2,172	1,347	582	51	13	0	0	0	0					
積 立 金	(K)	11,611	16,908	5,255	3,662	2,172	1,347	582	51	13	0	0	0						
前年度からの繰越金	(L)	6,026	4,578	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	4,578	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	4,578	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
実 質 収 支	黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	赤字 (Q)																		
赤 字 比 率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
収 益 的 収 支 比 率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	71.5	68.7	60.0	58.7	56.0	57.3	60.2	57.8	57.0	59.5	61.0	61.7						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	151,421	152,087	152,687	152,915	152,837	153,479	155,745	156,698	157,014	157,887	157,774	157,901						
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	154,023	151,421	152,087	152,687	152,915	152,837	153,479	155,745	156,698	157,014	157,887	157,774						
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
地 方 債 残 高	(X)	4,181,727	3,019,073	2,781,520	2,578,338	2,370,020	2,173,528	1,925,837	1,682,128	1,454,338	1,269,498	1,096,458	965,068						

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		305,632	260,618	190,517	186,002	180,956	169,532	149,593	141,356	132,087	120,675	110,288	102,049	93,391
	うち基準内繰入金	300,346	260,618	190,517	186,002	180,956	169,532	149,593	141,356	132,087	120,675	110,288	102,049	93,391
	うち基準外繰入金	5,286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 支 分		66,209	60,932	75,430	96,574	127,832	146,080	142,146	168,227	178,798	180,975	164,606	154,866	144,529
	うち基準内繰入金	29,833	30,696	31,595	31,978	32,756	29,089	25,211	25,028	24,035	14,229	5,787	1,663	0
	うち基準外繰入金	36,376	30,236	43,835	64,596	95,076	116,991	116,935	143,199	154,763	166,746	158,819	153,203	144,529
合 計		371,841	321,550	265,947	282,576	308,788	315,612	291,739	309,583	310,885	301,650	274,894	256,915	237,920

# 豊後高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大分県豊後高田市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度(H19.3.31) (10年)	法適(全部適用・一部適用) / 非適の区分	非適用 (一部適用予定:平成32年4月)
処理区域内人口密度 (現在の人口/面積)	1,789.55 (2,398人/1.34km <sup>2</sup> )	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	2か所(真玉処理区、香々地処理区)		
処 理 場 数	2か所(真玉浄化センター、香々地浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況 *1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき、6段階(①8m <sup>3</sup> までが1,000円、②8m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> までが135円/m <sup>3</sup> 、③15m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までが145円/m <sup>3</sup> 、④25m <sup>3</sup> を超え35m <sup>3</sup> までが155円/m <sup>3</sup> 、⑤35m <sup>3</sup> を超え45m <sup>3</sup> までが165円/m <sup>3</sup> 、⑥45m <sup>3</sup> を超える部分が175円/m <sup>3</sup> )のランクごとに算定して、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。 特定環境保全公共下水道は、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、使用料体系は、公共下水道事業と同じです。			
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水を除き、一般家庭使用料体系と同じです。 公衆浴場汚水は、水道の使用水量に基づき、30円/m <sup>3</sup> で算定して消費税及び地方消費税を加算します。			
その他の使用料体系の 概要・考え方	無			
条例上の使用料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,880 円	実質的な使用料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	
	平成26年度	2,880 円		
	平成25年度	2,800 円		
	平成27年度		平成27年度	2,608 円
			平成26年度	2,618 円
			平成25年度	2,785 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料です。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)です。

#### ③ 組織

職 員 数	1人
事業運営組織	○ 所管部署:上下水道課(管理営業係 7人、工務係 5人(うち嘱託職員 1人)、計12人) ○ 所管事業:水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業 ○ 組織再編:平成22年10月1日水道課と下水道課を組織統合し、2課5係を1課2係に再編しました。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本市の特定環境保全公共下水道事業は規模が小さいため、費用対効果が得られないと判断し、未利用です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた、収入増につながる取組を指します。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く。)

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ① 経営比較分析表: 別紙のとおり

#### ② 経営比較分析表の補足事項: 「収益的収支比率」について 類似団体の平均値データがないため、折れ線グラフの表示はありません。

## 2. 経営の基本方針

平成18年度に建設事業が完了してから10年が経過しましたが、水洗化率56%（類似団体69%）、施設利用率61%（類似団体37%）ともに低く、施設を十分に活用できていない状態です。

また、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、現状のままでは一般会計からの繰入金が増加することが予想されます。そこで、変化に対応した持続的な汚水処理システムの構築に向けて、重複施設の廃止や事業統合等によって経営の合理化を図るため、次のとおり経営の基本方針を定め、信頼性・効率性・透明性の向上を目指します。

- 1 汚水処理方法（公共下水道、集落排水施設、個別合併処理浄化槽）の違いによって、受益者の経済的負担に差が生じないよう公平性を担保すること。
- 2 市内各地域の人口動向と既存汚水処理施設の利用率を的確に反映した施設の配置及び更新を行い、経費回収率の向上を図ること。
- 3 複数の下水道事業会計を統一して公営企業会計を導入し、汚水処理に係る業務の透明性を確保すること。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ア) 投資の目標に関する事項

特定環境保全公共下水道事業の全体計画に基づく建設事業は、平成24年度でほぼ完了し、施設耐用年数（管渠40年、処理場50年）の到来による更新事業もありませんが、施設利用率が低い処理場施設について、費用対効果を勘案し、重複施設の統廃合等による経営の合理化を図る計画です。

#### イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

真玉処理区（真玉浄化センター）に隣接する農業集落排水事業の臼野浄化センターを統合するための事業として、平成31年度から34年度に国庫補助事業による連絡管整備事業を計画しています。その他単独事業として、公共ます設置工事等を計画しています。

#### ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成35年度を目途に、真玉処理区に隣接する臼野浄化センターを真玉浄化センターに統合して、臼野浄化センターを廃止し、処理場施設の最適化を図る計画です。

#### エ) 投資の平準化に関する事項

処理場施設の統廃合に伴う連絡管整備事業は、平成31年度から34年度の4か年で実施し、計画期間内におけるその他の大規模投資は行わない計画です。

#### オ) 民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### カ) 防災・安全対策に関する事項

ハード面の費用は、計上していません。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ア) 財源の目標に関する事項

投資に要する財源は、国庫補助金と地方交付税による財源措置がある下水道事業債及び過疎対策事業債を活用し、経常経費に充てる使用料収入は、水洗化率の向上によって増加をさせます。これによって、計画期間内における一般会計繰入金を抑制する計画です。

※、過去3か年の平均額158,918千円/年→計画期間内の平均額110,987千円/年

#### イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

過疎化によって処理区域内の人口は減少しますが、水洗便所等改造資金の融資あっせん制度等を普及促進させ、水洗化率の向上を図ることによって、収入を確保する計画です。また、平成31年10月の消費税増税（8%→10%）、平成35年度の農業集落排水事業の統合による使用料の増加分を見込んでいます。

#### ウ) 企業債に関する事項

建設改良費の財源として、30年償還の下水道事業債及び12年償還の過疎対策事業債を発行する計画です。

#### エ) 繰入金に関する事項

地方債の償還財源（基準内：分流式下水道等に要する経費）及び使用料をもって不足する維持管理費の財源（基準外：営業費用補てん）として、一般会計繰入金を計画しています。

#### オ) 資産の有効活用に関する事項

未利用の土地、施設等がなく、資産を活用する計画はありません。

#### カ) その他

国庫補助金、下水道事業債及び過疎対策事業債については、現行制度に基づき、計上しています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ア) 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### イ) 職員給与費に関する事項

1人分の職員給与費を計上しています。

#### ウ) 動力費に関する事項

汚水管渠の中継ポンプ44か所（平成35年度以降の臼野処理区を含む。）、処理場1か所の動力モーター等にかかる電力料金を計上しています。

#### エ) 薬品費に関する事項

放流水の滅菌消毒は、紫外線処理装置のため、薬品費は計上していません。

なお、流入汚水については、真玉浄化センターでは脱水処理した汚泥を、香々地浄化センターでは濃縮した汚泥を公共下水道終末処理場に運搬して脱水処理をしてから、どちらも北九州市の処分場に搬出しています。

#### オ) 修繕費に関する事項

経年化の度合いが低いいため、処理場電気計装設備や中継ポンプの修繕費、紫外線処理装置のランプ等消耗部品の交換等にかかる経費を計上しています。

#### カ) 委託費に関する事項

処理場運転管理業務、施設保安点検業務、汚泥運搬業務、及び窓口関連業務（受付、料金収納、開閉栓、検針（検針データ作成を含む。）、漏水調査、及び営業時間外の施設監視等）にかかる民間事業者への委託費を計上しています。

#### キ) その他

平成32年度の法適化に向けた経費については、下水道事業会計の統合を予定しているため、母体となる公共下水道事業に一括計上しています。

また、平成35年度以降の経費については、統合する農業集落排水事業分を含みます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣市町村や県との連携により、今後検討していきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に、管渠等の耐震化に要する経費は計上していませんが、国の財政支援等に関する動向を注視しながら検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等を推進する中で検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は固定費が大きいため、現行料金体系は一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後ともこの体系を維持しつつ、段階的に使用料改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	未利用の土地・施設等はありませんが、余裕地がある香々地浄化センター敷地(6,183㎡)の有効活用について、今後検討していきます。
その他の取組	市が管理運営している汚水処理施設は公共下水道事業をはじめとする集合処理施設のみで、集合処理施設の設置が地形的に困難な地域は各個人が合併処理浄化槽を設置しています。将来的には、先進事例にない負担公平と安定財源を確保するため、統一料金体系による集合処理施設と個別処理施設の一体的な管理運営の方法について、検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資的経費と同様に、民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等に向けた協議のほか、計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について、検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、下水道事業全体の中で負担するものとし、他の下水道事業との事業統合や業務委託範囲の拡大を踏まえ、削減に努めます。
動力費に関する事項	汚水管渠の中継ポンプの交換時には高効率モーター等、最新省エネ機器の比較検討を行うなど、費用対効果を検証しながら動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	真玉浄化センター及び香々地浄化センターからの放流水の滅菌は、紫外線消毒のため薬品を使用しません。
修繕費に関する事項	将来的に、汚水管渠等の施設更新にあたっては、建設費はもとより、ランニングコストを最小限に抑えるため、管路の再編・縮小や個別合併処理浄化槽への切替等、多角的な検討を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について検討し、委託費の削減に努めます。
その他の取組	今後、人口減少が進行する中で、将来的に上下水道サービスを安定的に継続するためには、事業規模の維持・拡大による更なる経営基盤の強化が不可欠です。そのため、近隣市町村や県との広域連携について検討し、推進していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、投資・財政計画に基づき毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルを働かせます。 また、事業統合や法適化等事業形態が変わる際にも、受益者の理解を得ながら、汚水処理の基本計画である豊後高田市汚水処理施設整備構想とともに、経営戦略を見直します。
---------------------	---

# 経営比較分析表

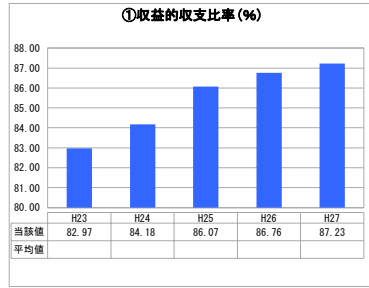
大分県 豊後高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金(円)
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	
-	該当数値なし	10.31	63.58	2,880

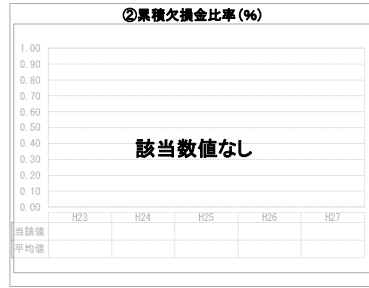
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,342	206.24	113.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,398	1.34	1,789.55

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

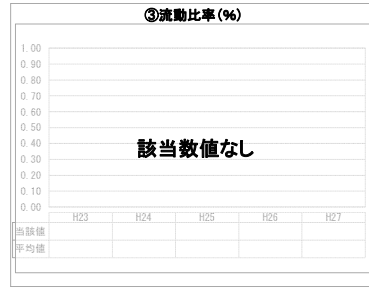
## 1. 経営の健全性・効率性



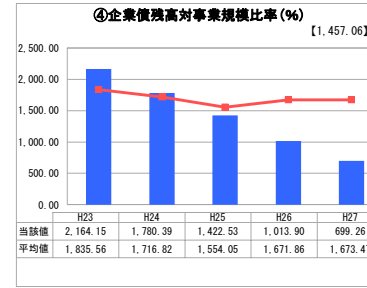
「単年度の収支」



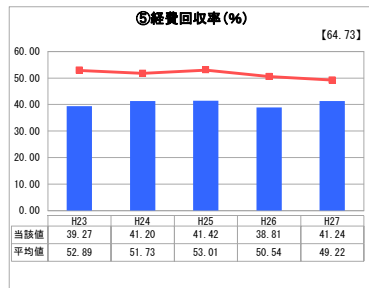
「累積欠損」



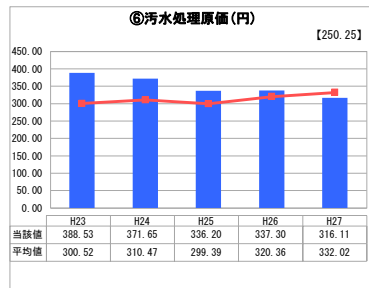
「支払能力」



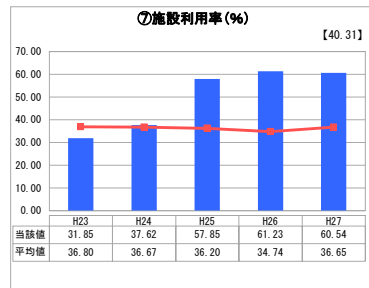
「債務残高」



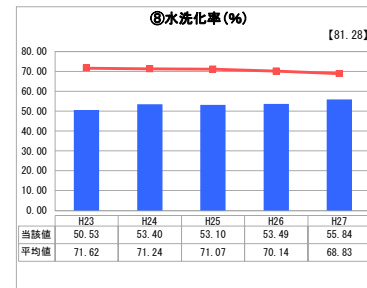
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

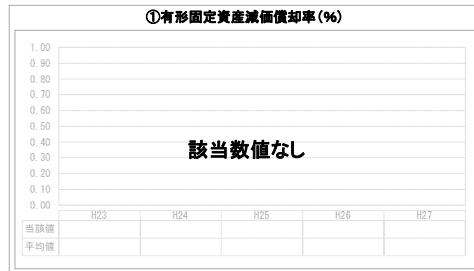


「施設の効率性」

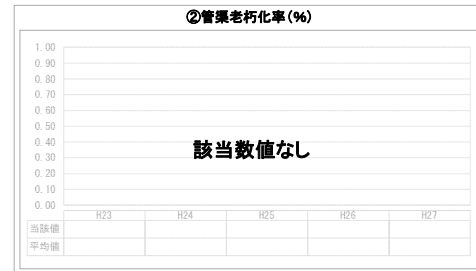


「使用料対象の捕捉」

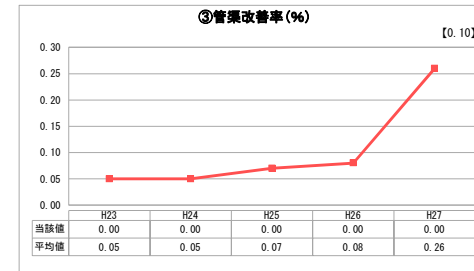
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率：水洗化率が50%台と低い水準にあり、使用料収入が低迷しているものの、下水道施設整備計画がほぼ完了したため、企業債償還金が減少し、収益率は改善する傾向にあります。
- ②累積欠損金比率：-
- ③流動比率：-
- ④企業債残高対事業規模比率：下水道施設整備の完了によって新規の企業債借入がなくなり、徐々に地方債償還高が減少して、使用料収入等に対する企業債償還高の割合は、改善しています。
- ⑤経費回収率：水洗化率の伸びが鈍く、使用料改定(消費税による改定を除く。)も平成17年から行ってないため、ほぼ横ばいです。
- ⑥汚水処理原価：汚水処理区域の拡大とともに有収水量(使用料徴収の対象となる汚水量)が増加し徐々に改善していますが、水洗化率が低位にあるため、公共下水道(177円/m<sup>3</sup>)の倍近くの原価となっています。
- ⑦施設利用率：供用開始から5年以上が経過し、類似団体の水準を超えているものの、未だ水洗化率が50%台と低いため、半分近くの施設能力が過剰な状態となっています。
- ⑧水洗化率：近年、微増傾向にあるものの、水洗化(下水道接続)は家庭の改修等が伴う場合が多く、高齢化の進行などから水洗化が伸び悩んでおり、未だ類似団体と比較して10ポイント以上の開きがあります。

### 2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率：-
- ②管渠老朽化率：-
- ③管渠改善率：事業の開始時期が平成13年で、現在のところ更新が必要となる管渠はありません。なお、管渠の耐用年数を40年として、今後の更新計画を策定することとなります。

### 全体総括

下水道施設の整備は平成26年度にほぼ完了しましたが、水洗化率は依然として50%台で低迷しています。これは事業計画に基づいて建設した汚水処理場等が処理能力の半分しか活用されていない状態です。

下水道は、市民生活に欠くことのできない施設であり、下水道事業の健全で安定的な経営を図るうえで、水洗化率の向上が最優先課題となっています。

また、後は人口減少による汚水処理人口の低迷が懸念されます。限りある財源を効率的に投資するため、下水道が整備されていない山間部等(非人口密集地域)については、公共下水道ではなく合併処理浄化槽の整備を推進していきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。



投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的収入	1	総 収 益 (A)	198,526	197,175	172,794	153,660	142,656	121,949	121,444	113,734	105,063	139,767	159,779	160,798	164,447	
	(1)	営 業 収 益 (B)	21,617	21,177	21,508	21,831	22,158	22,699	23,245	23,594	23,948	33,669	34,109	34,545	34,987	
		ア 使 用 料 収 入	21,609	21,169	21,487	21,809	22,136	22,676	23,222	23,570	23,924	33,645	34,075	34,511	34,952	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	8	8	21	22	22	23	23	24	24	24	34	34	35	
	(2)	営 業 外 収 益	176,909	175,998	151,286	131,829	120,498	99,250	98,199	90,140	81,115	106,098	125,670	126,253	129,460	
		ア 他 会 計 繰 入 金	167,474	165,865	142,550	125,802	117,864	97,977	97,421	90,108	81,114	106,098	125,670	126,253	129,460	
		イ そ の 他	9,435	10,133	8,736	6,027	2,634	1,273	778	32	1	0	0	0	0	
	収益的支出	2	総 費 用 (D)	72,359	66,632	64,558	63,083	61,773	60,965	60,920	60,617	60,469	82,155	81,621	80,947	80,270
		(1)	営 業 費 用	44,866	41,019	41,526	42,040	42,561	43,411	44,610	45,169	45,736	65,975	66,559	67,152	67,753
		ア 職 員 給 与 費	7,694	8,375	8,392	8,409	8,426	8,443	8,460	8,477	8,494	8,511	8,528	8,545	8,562	
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	37,172	32,644	33,134	33,631	34,135	34,968	36,150	36,692	37,242	57,464	58,031	58,607	59,191	
(2)		営 業 外 費 用	27,493	25,613	23,032	21,043	19,212	17,554	16,310	15,448	14,733	16,180	15,062	13,795	12,517	
		ア 支 払 利 息	27,205	25,042	22,853	20,903	19,116	17,512	16,290	15,436	14,733	16,180	15,062	13,795	12,517	
		うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	288	571	179	140	96	42	20	12	0	0	0	0	0	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	126,167	130,543	108,236	90,577	80,883	60,984	60,524	53,117	44,594	57,612	78,158	79,851	84,177	
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	40,482	41,898	42,000	44,800	44,800	73,000	123,000	123,000	123,000	24,069	7,220	7,220	5,860	
	(1)	地 方 債 償	20,000	20,000	20,000	22,800	22,800	36,300	47,800	47,800	47,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	他 会 計 補 助 金	0	866	0	0	0	400	3,900	3,900	3,900	0	0	0	0	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	15,000	50,000	50,000	50,000	0	0	0	0	
	(6)	工 事 負 担 金	482	1,032	2,000	2,000	2,000	1,300	1,300	1,300	1,300	1,420	1,420	1,420	1,420	
	(7)	そ の 他	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	19,849	3,000	3,000	1,640	
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)	156,733	161,276	141,501	129,351	123,050	132,712	182,747	176,086	167,593	81,681	85,378	87,071	90,037
(1)		建 設 改 良 費	266	866	1,000	3,000	3,000	33,000	103,000	103,000	103,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)		地 方 債 償 還 金 (H)	156,467	160,410	140,501	126,351	120,050	99,712	79,747	73,086	64,593	78,681	82,378	84,071	87,037	
(3)		他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 116,251	△ 119,378	△ 99,501	△ 84,551	△ 78,250	△ 59,712	△ 59,747	△ 53,086	△ 44,593	△ 57,612	△ 78,158	△ 79,851	△ 84,177		

※平成35年度以降の収支計画は、事業統合を計画している農業集落排水事業分を含みます。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度					
					(E)+(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	(R)	(S)	$((R)/(S) \times 100)$	(T)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	9,916	11,165	8,735	6,026	2,633	1,272	777	31	1	0	0	0	0					
積 立 金	(K)	9,916	11,165	8,735	6,026	2,633	1,272	777	31	1	0	0	0						
前年度からの繰越金	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
実 質 収 支	黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	赤字 (Q)																		
赤 字 比 率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
収 益 的 収 支 比 率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	86.8	86.8	84.3	81.1	78.5	75.9	86.3	85.1	84.0	86.9	97.4	97.4						
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	21,617	21,177	21,508	21,831	22,158	22,699	23,245	23,594	23,948	33,669	34,109	34,545						
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	20,158	21,617	21,177	21,508	21,831	22,158	22,699	23,245	23,594	23,948	33,669	34,109						
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
地 方 債 残 高	(X)	1,511,543	1,241,130	1,120,629	1,017,078	919,828	856,416	826,135	804,333	792,842	844,262	775,298	707,503						

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
					167,474	165,865	142,550	125,802	117,864	97,977	97,421	90,108	81,114	106,098
収 益 的 収 支 分		167,474	165,865	142,550	125,802	117,864	97,977	97,421	90,108	81,114	106,098	125,670	126,253	129,460
	うち基準内繰入金	153,148	153,936	132,750	116,564	108,144	87,691	86,262	78,957	69,979	85,886	105,491	106,201	111,227
	うち基準外繰入金	14,326	11,929	9,800	9,238	9,720	10,286	11,159	11,151	11,135	20,212	20,179	20,052	18,233
資 本 的 収 支 分		0	866	0	0	0	400	3,900	3,900	3,900	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	866	0	0	0	400	3,900	3,900	3,900	0	0	0	0
合 計		167,474	166,731	142,550	125,802	117,864	98,377	101,321	94,008	85,014	106,098	125,670	126,253	129,460

※平成35年度以降の収支計画は、事業統合を計画している農業集落排水事業分を含みます。

# 豊後高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大分県豊後高田市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 34 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (13年)	法適(全部適用・一部適用) / 非適の区分	非適用 (一部適用予定:平成32年4月)
処理区域内人口密度 (現在の人口/面積)	1,825.58 (785人/0.43km <sup>2</sup> )	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1か所(白野処理区)		
処 理 場 数	1か所(白野浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき、6段階(①8m <sup>3</sup> までが1,000円、②8m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> までが135円/m <sup>3</sup> 、③15m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までが145円/m <sup>3</sup> 、④25m <sup>3</sup> を超え35m <sup>3</sup> までが155円/m <sup>3</sup> 、⑤35m <sup>3</sup> を超え45m <sup>3</sup> までが165円/m <sup>3</sup> 、⑥45m <sup>3</sup> を超える部分が175円/m <sup>3</sup> )のランクごとに算定して、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。 農業集落排水事業は、県知事から指定を受けた農業振興地域内の農業集落におけるし尿・生活雑排水などの汚水を処理するための下水道事業の一つで、使用料体系は、公共下水道事業と同じです。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水を除き、一般家庭使用料体系と同じです。 公衆浴場汚水は、水道の使用水量に基づき、30円/m <sup>3</sup> で算定して消費税及び地方消費税を加算します。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	無		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,880 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 3,225 円
	平成26年度 2,880 円		平成26年度 3,201 円
	平成25年度 2,800 円		平成25年度 3,122 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料です。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)です。

#### ③ 組織

職 員 数	0人(公共下水道事業特別会計職員が兼務)
事業運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管部署:上下水道課(管理営業係 7人、工務係 5人(うち嘱託職員 1人)、計12人)</li> <li>○ 所管事業:水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業</li> <li>○ 組織再編:平成22年10月1日水道課と下水道課を組織統合し、2課5係を1課2係に再編しました。</li> </ul>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	農業集落排水事業の規模が小さいため、費用対効果が得られないと判断し、未利用です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	無

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた、収入増につながる取組を指します。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く。)

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ① 経営比較分析表:別紙のとおり

#### ② 経営比較分析表の補足事項:「収益的収支比率」について

類似団体の平均値データがないため、折れ線グラフの表示はありません。

## 2. 経営の基本方針

平成16年度に建設事業が完了してから13年が経過し、水洗化率は類似団体を上回ったものの、過疎化の進行とともに処理区域内人口が減少傾向にあり、大幅な収入の増加は見込めない状況です。

また、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、現状のままでは一般会計からの繰入金が増加することが予想されます。そこで、変化に対応した持続的な汚水処理システムの構築に向けて、重複施設の廃止や事業統合等によって経営の合理化を図るため、次のとおり経営の基本方針を定め、信頼性・効率性・透明性の向上を目指します。

- 1 汚水処理方法(公共下水道、集落排水施設、個別合併処理浄化槽)の違いによって、受益者の経済的負担に差が生じないよう公平性を担保すること。
- 2 市内各地域の人口動向と既存汚水処理施設の利用率を的確に反映した施設の配置及び更新を行い、経費回収率の向上を図ること。
- 3 複数の下水道事業会計を統一して公営企業会計を導入し、汚水処理に係る業務の透明性を確保すること。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ア) 投資の目標に関する事項

農業集落排水事業の全体計画に基づく建設事業は平成16年度に完了し、13年が経過しています。施設耐用年数(管渠40年、処理場50年)には至っていませんが、重複する処理場施設については、費用対効果を勘案し、隣接する真玉浄化センター(特定環境保全公共下水道事業の真玉処理区を処理区域としています。)との統合による経営の合理化を図る計画です。

#### イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間内における管渠、処理場等の建設・更新は行わない計画です。

※ 処理場施設の統廃合に伴う連絡管整備のための建設改良費は、統合先の特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

#### ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成35年度を目途に、白野浄化センターを真玉浄化センターに統合して、白野浄化センターを廃止し、処理場施設の最適化を図る計画です。

#### エ) 投資の平準化に関する事項

計画期間内における新規の投資は、行わない計画です。

#### オ) 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### カ) 防災・安全対策に関する事項

ハード面の費用は、計上していません。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ア) 財源の目標に関する事項

平成32年度に水洗化率80%以上を達成し、使用料収入の増加を図り、一般会計繰入金の抑制を図る計画です。

#### イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

過疎化によって処理区域内の人口は減少しますが、水洗便所等改造資金の融資あっせん制度等を普及促進させ、水洗化率の向上を図ることによって、収入を確保する計画です。また、平成31年10月の消費税増税(8%→10%)を見込んでいます。

#### ウ) 企業債に関する事項

計画期間内に新たな投資は行わず、企業債は発行しない計画です。

※ 処理場施設の統廃合に伴う建設改良費に充てる企業債は、特定環境保全公共下水道事業で発行します。

#### エ) 繰入金に関する事項

地方債の償還財源(基準内:分流式下水道等に要する経費)及び使用料をもって不足する維持管理費の財源(基準外:営業費用補てん)として、一般会計繰入金を計画しています。

#### オ) 資産の有効活用に関する事項

処理場施設の統廃合に伴い、用途廃止する白野浄化センターの建屋は、自治公民館として活用する予定です。

#### カ) その他

農業集落排水事業は、白野処理区を特定環境保全公共下水道事業に編入した後に廃止し、平成35年度以降の収入は、統合先の特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ア) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### イ) 職員給与費に関する事項

農業集落排水事業に関する事務は、公共下水道事業の事務職員が兼務し、職員給与費は計上していません。

#### ウ) 動力費に関する事項

汚水管渠の中継ポンプ22か所、処理場1か所の動力モーター等にかかる電力料金を計上しています。

#### エ) 薬品費に関する事項

放流水の滅菌消毒は、紫外線処理装置のため、薬品費は計上していません。なお、流入汚水は、処理場で濃縮汚泥にした後、市内のし尿処理場に運搬して焼却処分しています。

#### オ) 修繕費に関する事項

平成16年度に施設が完成し、経年化の度合いが低いいため、紫外線処理装置のランプ等消耗部品の交換等にかかる経費のみを計上しています。

#### カ) 委託費に関する事項

処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務(受付、料金収納、開閉栓、検針(検針データ作成を含む。))、漏水調査、及び営業時間外の施設監視等)にかかる民間事業者への委託費を計上しています。

#### キ) その他

平成32年度の法適化に向けた経費については、下水道事業会計の統合を予定しているため、母体となる公共下水道事業に一括計上しています。

また、農業集落排水事業は、白野処理区を特定環境保全公共下水道事業に編入した後に廃止し、平成35年度以降の経費については、統合先の特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣市町村や県との連携により、今後検討していきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に、管渠等の耐震化に要する経費は計上していませんが、国の財政支援等に関する動向を注視しながら検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等を推進する中で検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は固定費が大きいため、現行料金体系は一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後ともこの体系を維持しつつ、段階的に使用料改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	処理場の統廃合によって、用途廃止する白野浄化センターの敷地等の有効活用について、検討していきます。
その他の取組	市が管理運営している汚水処理施設は公共下水道事業をはじめとするの集合処理施設のみで、集合処理施設の設置が地形的に困難な地域は各個人が合併処理浄化槽を設置しています。将来的には、先進事例にない負担公平と安定財源を確保するため、統一料金体系による集合処理施設と個別処理施設の一体的な管理運営の方法について、検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資的経費と同様に、民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等に向けた協議のほか、計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について、検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、他の下水道事業との事業統合を踏まえ、下水道事業全体の中で負担するものとし、今後とも、農業集落排水事業単独での職員給与費の計上は、行わない予定です。
動力費に関する事項	処理場の廃止後も、汚水管渠の中継ポンプは存続するので、交換時には高効率モーター等、最新省エネ機器の比較検討を行うなど、費用対効果を検証しながら動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	処理場統合先の真玉浄化センターも白野浄化センターと同様に、処理場放流水の滅菌は、紫外線消毒のため薬品を使用しない予定です。
修繕費に関する事項	将来的に、汚水管渠等の施設更新にあたっては、建設費はもとより、ランニングコストを最小限に抑えるため、管路の再編・縮小や個別合併処理浄化槽への切替等、多角的な検討を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について検討し、委託費の削減に努めます。
その他の取組	今後、人口減少が進行する中で、将来的に上下水道サービスを安定的に継続するためには、事業規模の維持・拡大による更なる経営基盤の強化が不可欠です。そのため、近隣市町村や県との広域連携について検討し、推進していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、投資・財政計画に基づき毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルを働かせます。 また、事業統合や法適化等事業形態が変わる際にも、受益者の理解を得ながら、汚水処理の基本計画である豊後高田市汚水処理施設整備構想とともに、経営戦略を見直します。
---------------------	---

# 経営比較分析表

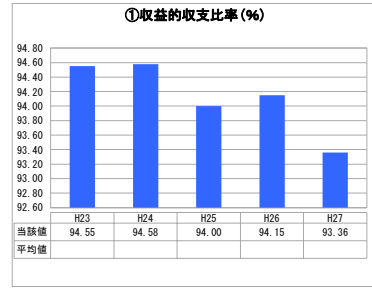
大分県 豊後高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	
-	該当数値なし	3.37	82.29	2,880

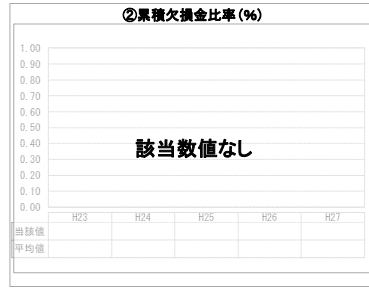
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,342	206.24	113.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
785	0.43	1,825.58

■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



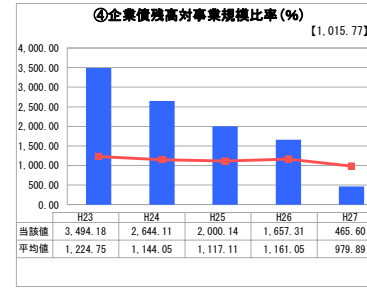
「単年度の収支」



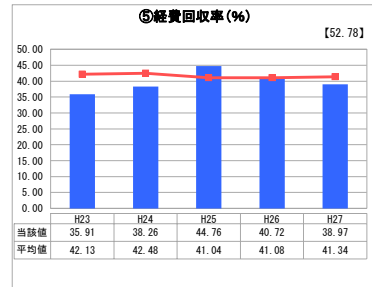
「累積欠損」



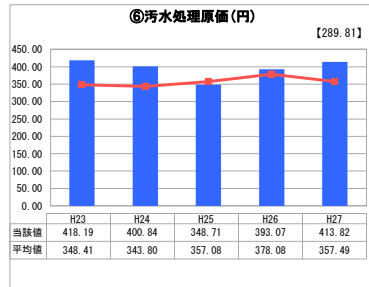
「支払能力」



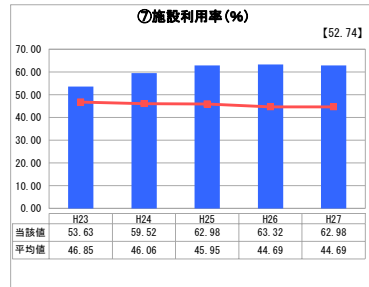
「債務残高」



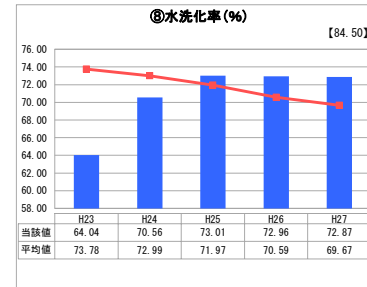
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

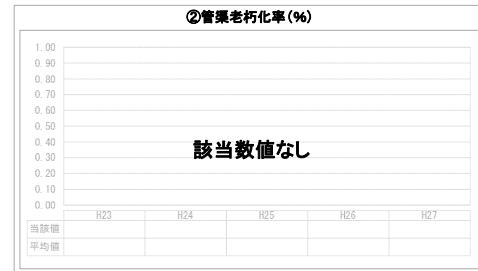


「使用料対象の捕捉」

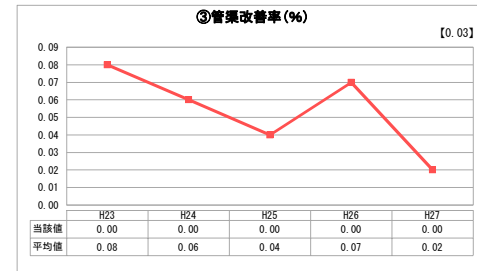
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率：平成16年度に集落排水処理施設整備が完了したため、企業債償還金が減少し、収益率は改善傾向にあります。平成27年度はマンホールポンプ修繕費等が増加したため、やや低下しています。
- ②累積欠損金比率：-
- ③流動比率：-
- ④企業債残高対事業規模比率：集落排水処理施設整備の完了によって新規の企業債借入がなくなり、徐々に企業債残高が減少し、使用料収入等に対する企業債残高の割合は、低下しています。
- ⑤経費回収率：近年、上昇傾向にあるもの水洗化率が低迷し、使用料改定(消費税による改定を除く。)も平成17年から行っていないため、使用料収入が汚水処理経費の伸びに追いつかず、低下傾向に転じています。
- ⑥汚水処理原価：事業規模が小さく、処理区域内人口は過疎化とともに減少傾向にあります。また、水洗化率も横ばいであるため、有収水量(使用料徴収の対象となる汚水量)が伸び悩み、公共下水道(177円/m<sup>3</sup>)の倍以上の原価で推移しています。
- ⑦施設利用率：平成16年度に施設整備事業が完了し、水洗化人口の増加とともに改善してきましたが、水洗化率の鈍化とともに近年伸び悩んでいます。
- ⑧水洗化率：近年、順調に上昇し類似団体を上回っているものの、水洗化(下水道接続)は家屋の改造等が伴う場合が多く、高齢化の進行などから水洗化が伸び悩んでいます。

### 2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率：-
- ②管渠老朽化率：-
- ③管渠改善率：事業の開始時期が平成10年で、現在のところ更新が必要となる管渠はありません。なお、管渠の耐用年数を40年として、今後の更新計画を策定することとなります。

### 全体総括

集落排水施設の整備は、平成16年度に完了しましたが、水洗化率は70%台と低迷しています。これは事業計画に基づいて建設した汚水処理場等が処理能力の70%しか活用されず、30%分が余剰能力となっている状態です。今後も快適な住環境を維持するためには、多額の設備投資をした汚水処理施設を最大限に活用し、事業の効率化と経営の安定化を図る必要があります。汚水処理区域内の住民の皆さんには、下水道の接続にご協力いただきますようお願いいたします。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的収入	1	総 収 益 (A)	46,182	40,357	34,828	31,236	31,236	31,413	31,771	31,770	31,771					
	(1)	営 業 収 益 (B)	8,850	8,700	8,763	8,824	8,886	9,031	9,177	9,241	9,306					
		ア 使 用 料 収 入	8,845	8,693	8,754	8,815	8,877	9,022	9,168	9,232	9,297					
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
		ウ そ の 他	5	7	9	9	9	9	9	9	9					
	(2)	営 業 外 収 益	37,332	31,657	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465					
		ア 他 会 計 繰 入 金	37,174	31,347	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465					
		イ そ の 他	158	310	0	0	0	0	0	0	0					
	収益的支出	2	総 費 用 (D)	22,943	23,054	22,759	22,530	22,319	22,281	22,420	22,196	21,969				
		(1)	営 業 費 用	18,692	19,128	19,128	19,128	19,128	19,305	19,663	19,663	19,663				
			ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		イ そ の 他	18,692	19,128	19,128	19,128	19,128	19,305	19,663	19,663	19,663					
		(2)	営 業 外 費 用	4,251	3,926	3,631	3,402	3,191	2,976	2,757	2,533	2,306				
ア 支 払 利 息			4,251	3,926	3,631	3,402	3,191	2,976	2,757	2,533	2,306					
うち 一 時 借 入 金 利 息			0	0	0	0	0	0	0	0	0					
イ そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23,239	17,303	12,069	8,706	8,917	9,132	9,351	9,574	9,802					
資本的収入		1	資 本 的 収 入 (F)	3,030	3,180	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120				
		(1)	地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		(2)	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	(6)	工 事 負 担 金	30	180	120	120	120	120	120	120	120					
	(7)	そ の 他	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000					
	2	資 本 的 支 出 (G)	26,111	20,173	15,189	11,826	12,037	12,252	12,471	12,694	12,922					
		(1)	建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	26,111	20,173	15,189	11,826	12,037	12,252	12,471	12,694	12,922				
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 23,081	△ 16,993	△ 12,069	△ 8,706	△ 8,917	△ 9,132	△ 9,351	△ 9,574	△ 9,802						

※農業集落排水事業分の平成35年度以降の収支計画は、特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

特定環境保全公共下水道事業へ統合

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	158	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	(L)	158	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒字 (P)	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$		0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$		94.1	93.4	91.8	90.9	90.9	91.0	91.1	91.1	91.1	91.1	91.1	91.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	8,850	8,700	8,763	8,824	8,886	9,031	9,177	9,241	9,306	9,306	9,306	9,306
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S)) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	(W)	8,396	8,850	8,700	8,763	8,824	8,886	9,031	9,177	9,241	9,241	9,241	9,241
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V)) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	(X)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高	(X)		228,967	208,795	193,606	181,780	169,742	157,490	145,019	132,324	119,402	119,402	119,402	119,402

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分			37,174	31,347	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465	22,465	22,465	22,465
	うち基準内繰入金		27,332	20,919	15,820	12,228	12,228	12,228	12,228	12,227	12,228	12,228	12,228	12,228
	うち基準外繰入金		9,842	10,428	10,245	10,184	10,122	10,154	10,366	10,302	10,237	10,237	10,237	10,237
資 本 的 収 支 分			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			37,174	31,347	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465	22,465	22,465	22,465



# 豊後高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大分県豊後高田市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (18年)	法適(全部適用・一部適用) / 非適の区分	非適用 (一部適用予定:平成32年4月)
処理区域人口密度 (現在の人口/面積)	493.75 (79人/0.16km <sup>2</sup> )	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1か所(松津処理区)		
処 理 場 数	1か所(松津浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき、4段階(①8m <sup>3</sup> までが900円、②8m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までが100円/m <sup>3</sup> 、③25m <sup>3</sup> を超え45m <sup>3</sup> までが120円/m <sup>3</sup> 、④45m <sup>3</sup> を超える部分が140円/m <sup>3</sup> )のランクごとに算定して、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。 漁業集落排水事業は、狭小な住宅地で形成された漁業集落における生活雑排水の集合処理による衛生環境の改善と、それに伴う沿岸水域の水質改善による漁業資源の保護及び漁業後継者の育成等を目的とし、公共下水道よりも低めの料金設定となっています。		
業務用使用料体系の概要 ・考え方	家庭用及び業務用等を含め1種類の料金体系		
その他の使用料体系の概要 ・考え方	家庭用及び業務用等を含め1種類の料金体系		
条例上の使用料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,270 円	実質的な使用料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,614 円
	平成26年度 2,270 円		平成26年度 2,610 円
	平成25年度 2,210 円		平成25年度 2,556 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料です。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)です。

#### ③ 組織

職 員 数	0人(公共下水道事業特別会計職員が兼務)
事業運営組織	○ 所管部署:上下水道課(管理営業係 7人、工務係 5人(うち嘱託職員 1人)、計12人) ○ 所管事業:水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業 ○ 組織再編:平成22年10月1日水道課と下水道課を組織統合し、2課5係を1課2係に再編しました。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	漁業集落排水事業の規模が小さいため、費用対効果が見込めないと判断し、未利用です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた、収入増につながる取組を指します。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く。)

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ① 経営比較分析表: 別紙のとおり

#### ② 経営比較分析表の補足事項: 「④企業債残高対事業規模比率 0%」について

本市の漁業集落排水事業は、使用料収入が少なく、地方債(平成27年度末の地方債現在高合計32,425千円)の償還財源のすべてを一般会計が負担しているためです。

## 2. 経営の基本方針

平成10年度に建設事業が完了してから18年が経過し、過疎化の進行とともに処理区域内の人口は減少し続けています。  
今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、変化に対応した持続的な汚水処理システムの構築に向けて、合併浄化槽への切替等、地域の実情に則した汚水処理方法の導入が不可欠です。そこで、次のとおり経営の基本方針を定め、信頼性・効率性・透明性の向上を目指します。

- 1 汚水処理方法(公共下水道、集落排水施設、個別合併処理浄化槽)の違いによって、受益者の経済的負担に差が生じないよう公平性を担保すること。
- 2 市内各地域の人口動向と既存汚水処理施設の利用率を的確に反映した施設の配置及び更新を行い、経費回収率の向上を図ること。
- 3 複数の下水道事業会計を統一して公営企業会計を導入し、汚水処理に係る業務の透明性を確保すること。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ア) 投資の目標に関する事項

漁業集落排水事業の全体計画に基づく建設事業は平成10年度に完了し、18年が経過していますが、施設耐用年数(管渠40年、処理場50年)には至っておらず、また、現在は処理区域内の人口減少が進行しているため、計画期間内における建設・更新のための投資は行わない計画です。

#### イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

現在の事業規模(処理区域内人口79人)、施設利用率(25%)及び年間維持費(9百万円(大規模修繕を除く。))等を考慮すると、現行の汚水処理方法を見直す必要があり、計画期間内における管渠、処理場等の建設・更新は行わない計画です。

#### ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

処理区域はリアス式海岸特有の地形を有し、近接する他の公共下水道(香々地浄化センター)への接続による施設の集約化等は困難であるため、計画期間内における最適化等の計画はありません。

#### エ) 投資の平準化に関する事項

現在の漁業集落排水事業特別会計の資本的支出は、地方債償還金のみであり、計画期間内における新たな投資は行わないので、平成39年度に地方債償還が完了する計画です。

#### オ) 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する計画はありません。

#### カ) 防災・安全対策に関する事項

処理区域は漁業集落であるため、既に津波対策として漁業集落環境整備事業による防波堤等が整備されており、下水道事業としての計画はありません。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ア) 財源の目標に関する事項

漁業集落排水施設使用料の滞納繰越(未収金)はありません。今後とも徴収率100%を確保するとともに、平成32年度に水洗化率100%を達成し、一般会計繰入金金の抑制を図る計画です。

#### イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

過疎化によって処理区域内の人口は減少しますが、水洗便所等改造資金の融資あっせん制度等を普及促進させ、水洗化率の向上を図るとともに、平成31年10月の消費税増税(8%→10%)と使用料の統一(公共下水道事業に合わせて引き上げる。)によって、収入の改善を図る計画です。

#### ウ) 企業債に関する事項

計画期間内に新たな投資は行わず、企業債は発行しない計画です。

#### エ) 繰入金に関する事項

地方債の償還財源(基準内:分流式下水道等に要する経費)及び使用料をもって不足する維持管理費の財源(基準外:営業費用補てん)として、一般会計繰入金を計画しています。

#### オ) 資産の有効活用に関する事項

未利用の土地、施設等を活用する計画はありません。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ア) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

#### イ) 職員給与費に関する事項

漁業集落排水事業に関する事務は、公共下水道事業の事務職員が兼務し、職員給与費は計上していません。

#### ウ) 動力費に関する事項

汚水管渠の中継ポンプ5か所、処理場1か所の動力モーター等にかかる電力料金を計上しています。

#### エ) 薬品費に関する事項

放流水の滅菌消毒は、紫外線処理装置のため、薬品費は計上していません。なお、流入汚水は、処理場で濃縮汚泥にした後、市内のし尿処理場に運搬して焼却処分しています。

#### オ) 修繕費に関する事項

平成10年度に施設が完成し、経年化の度合いが低いいため、紫外線処理装置のランプ等消耗部品の交換等にかかる経費のみを計上しています。

#### カ) 委託費に関する事項

処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務(受付、料金収納、開閉栓、検針(検針データ作成を含む。))、漏水調査、及び営業時間外の施設監視等)にかかる民間事業者への委託費を計上しています。

#### キ) その他

平成32年度の法適化に向けた経費については、下水道事業会計の統合を予定しているため、母体となる公共下水道事業に一括計上しています。

**(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)投資・財政計画(収支計画)において、実質収支が計画期間内の黒字を保っているのは、使用料収入等の営業収益をもって不足する営業費用の財源を一般会計からの繰入金によって補っているもので、他の下水道事業会計においても一般会計からの財源補てん(実質的な赤字)があるものの、その額が著しく大きくなれば、受益者負担の公平性の面から適当ではありません。  
 よって、実質的な赤字幅を縮小し、受益者負担の公平と安定的な事業運営を維持するため、平成32年度の事業統合(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設の事業会計の一本化)並びに法適化(企業会計の導入)に向けて、本経営戦略とともに、施設整備計画の基本計画である豊後高田市污水処理施設整備構想を見直す予定です。  
 その污水処理施設の最適化の取り組みとして、平成39年度を目途に、大型合併浄化槽切替事業に着手し、事業完了後の平成41年度経費回収率100%(平成27年度類似団体:43.13%)を目指します。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成32年度に他の下水道との事業統合並びに地方公営企業法の一部適用を行い、平成41年度を目途に、大型合併浄化槽への切替等による污水処理施設の最適化を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間内における新たな投資はありませんが、污水処理施設の切替等にかかる施設整備事業については、国の補助制度や地方交付税措置等がある地方債を活用していきます。
民間活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)	民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等を推進する中で検討していきます。
その他の取組	平成50年度に污水管渠の更新時期を迎えることとなります。施設更新にあたっては、公営企業の健全性を保持する観点から、污水処理区域内の人口動向を見極めながら、管路の再編や個別合併処理浄化槽への切替等柔軟に対応していきます。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は固定費が大きいため、現行料金体系は一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後ともこの体系を維持しつつ、段階的に使用料改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	多目的広場を含む処理場敷地(8,061㎡)の有効活用について、今後検討していきます。
その他の取組	市が管理運営している污水処理施設は公共下水道事業をはじめとする集合処理施設のみで、集合処理施設の設置が地形的に困難な地域は各個人が合併処理浄化槽を設置しています。将来的には、先進事例にならない負担公平と安定財源を確保するため、統一料金体系による集合処理施設と個別処理施設の一体的な管理運営の方法について、検討していきます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資の経費と同様に、民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等に向けた協議のほか、計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について、検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、他の下水道事業との事業統合を踏まえ、下水道事業全体の中で負担するものとし、今後とも、漁業集落排水事業単独での職員給与費の計上は、行わない予定です。
動力費に関する事項	漁業集落排水事業は、污水管渠の中継ポンプと処理場に動力モーターを使用しており、交換時には高効率モーター等、最新省エネ機器の比較検討を行うなど、費用対効果を検証しながら動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	計画期間内における処理場放流水の滅菌は、紫外線消毒のため薬品を使用しません。ただし、将来的に大型合併浄化槽等への切替を行った場合は、塩素等の薬品費を計上することとなります。
修繕費に関する事項	将来的に、污水管渠等の施設更新にあたっては、建設費はもとより、ランニングコストを最小限に抑えるため、管路の再編・縮小や個別合併処理浄化槽への切替等、多角的な検討を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について検討し、委託費の削減に努めます。さらに、将来的な大型合併浄化槽への切替等によって、処理場運転管理業務委託費等の削減に努めます。
その他の取組	今後、人口減少が進行する中で、将来的に上下水道サービスを安定的に継続するためには、事業規模の維持・拡大による更なる経営基盤の強化が不可欠です。そのため、近隣市町村や県との広域連携について検討し、推進していきます。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3~5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルを働かせます。 また、事業統合や法適化等事業形態が変わる際にも、受益者の理解を得ながら、污水処理の基本計画である豊後高田市污水処理施設整備構想とともに、経営戦略を見直します。
---------------------	--

# 経営比較分析表

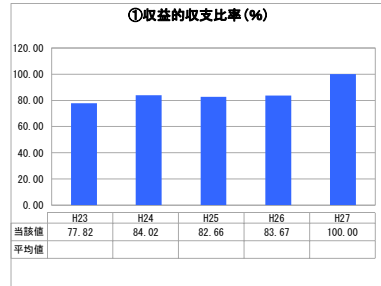
大分県 豊後高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり取立料金(円)
-	該当数値なし	0.34	100.00	2,270

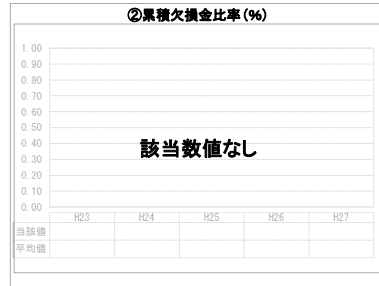
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
23,342	206.24	113.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
79	0.16	493.75

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

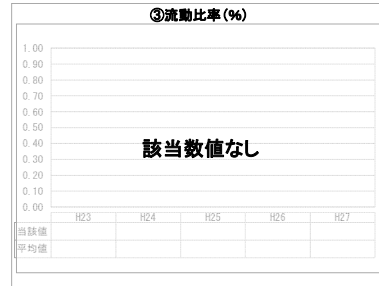
## 1. 経営の健全性・効率性



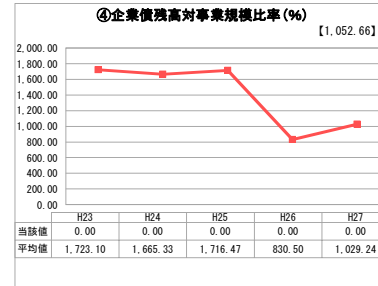
「単年度の収支」



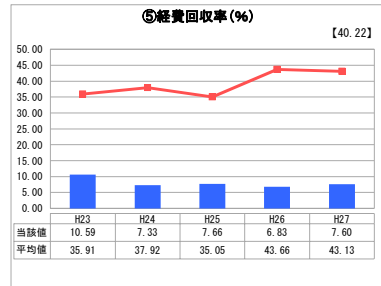
「累積欠損」



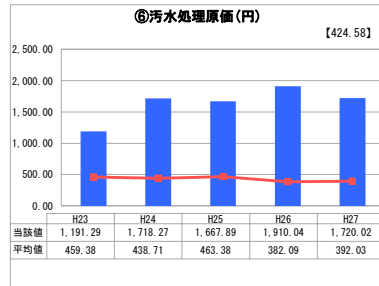
「支払能力」



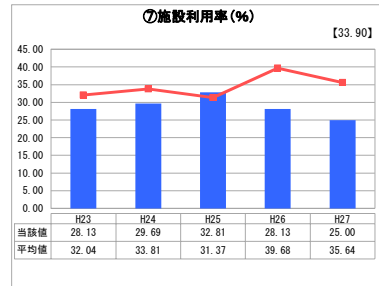
「債務残高」



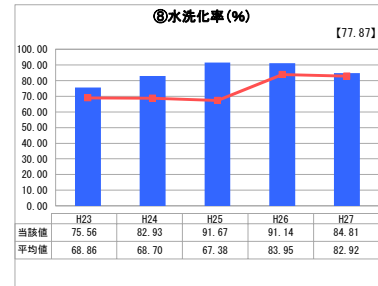
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

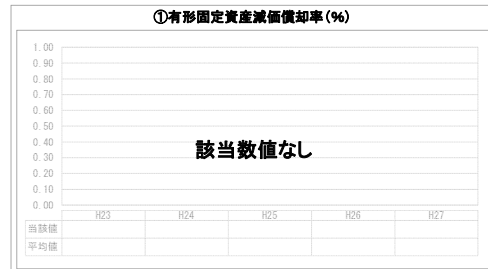


「施設の効率性」

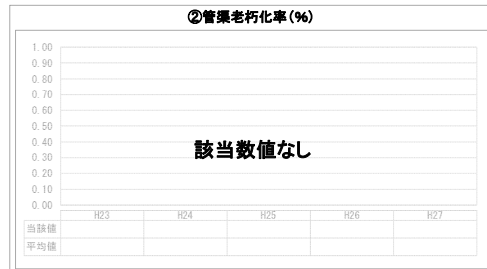


「使用料対象の捕捉」

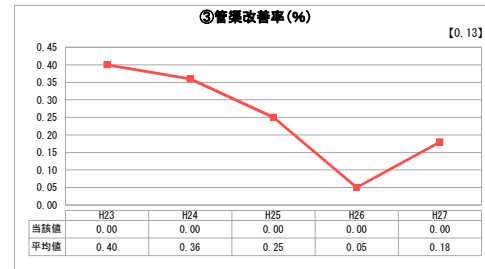
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率：  
平成10年度に集落排水処理施設整備が完了したため、企業債償還金が減少し、収益率は改善してきましたが、事業規模が小さいため100%を超える状況には至っていません。

②累積欠損金比率：-

③流動比率：  
④企業債残高対事業規模比率：  
企業債の償還財源は、一般会計からの繰入金で賄われているため、0%となっています。

⑤経費回収率：  
水洗化率は80%を超えています。事業規模が小さく(処理区域内人口79人)、使用料収入が少ないため、類似団体よりも大きく下回っています。

⑥汚水処理原価：  
事業規模が小さいため、公共下水道(177円/m<sup>3</sup>)の10倍を超える原価となっています。

⑦施設利用率：  
平成10年度に施設整備事業が完了しましたが、過疎化によって大幅に人口が減少し、処理人口は全体計画人口240人の3分の1にとどまっており、利用率は25%程度で低迷しています。

⑧水洗化率：  
平成25年度をピークに鈍化し、類似団体とほぼ同水準となっています。汚水処理区域内の人口そのものが少ないため、今後の収益の増加は見込めない状況です。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率：-

②管渠老朽化率：-

③管渠改善率：  
事業の開始時期が平成8年で、現在のところ更新が必要となる管渠はありません。  
なお、管渠の耐用年数を40年として、今後の更新計画を策定することとなります。

### 全体総括

事業の開始時において、全体計画人口を240人としたが、過疎化によって処理区域内の人口が大幅に減少したため、過大な設備投資となっています。  
今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や施設更新時期等を迎えるにあたって、個別合併処理浄化槽への切替等、地域の実情に合わせて汚水処理方法を検討する必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的収入	1	総 収 益 (A)	10,089	13,043	12,096	12,096	12,097	12,180	12,264	12,263	12,264	12,264	12,264	12,264	12,264	
	(1)	営 業 収 益 (B)	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899	899	
		ア 使 用 料 収 入	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899	899	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	営 業 外 収 益	9,339	12,284	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365	
		ア 他 会 計 繰 入 金	9,330	12,276	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365	
		イ そ の 他	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益的支出	2	総 費 用 (D)	9,743	10,680	9,685	9,636	9,586	9,618	9,649	9,595	9,541	9,485	9,428	9,370	9,311
		(1)	営 業 費 用	8,999	9,622	9,037	9,037	9,037	9,121	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204
ア 職 員 給 与 費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち 退 職 手 当			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他			8,999	9,622	9,037	9,037	9,037	9,121	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	9,204	
(2)		営 業 外 費 用	744	1,058	648	599	549	497	445	391	337	281	224	166	107	
		ア 支 払 利 息	744	697	648	599	549	497	445	391	337	281	224	166	107	
		うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	0	361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	346	2,363	2,411	2,460	2,511	2,562	2,615	2,668	2,723	2,779	2,836	2,894	2,953	
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	1,978	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(1)	地 方 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(6)	工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(7)	そ の 他	1,978	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)	2,315	2,363	2,411	2,460	2,511	2,562	2,615	2,668	2,723	2,779	2,836	2,894	2,953
(1)		建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)		地 方 債 償 還 金 (H)	2,315	2,363	2,411	2,460	2,511	2,562	2,615	2,668	2,723	2,779	2,836	2,894	2,953	
(3)		他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 337	△ 2,363	△ 2,411	△ 2,460	△ 2,511	△ 2,562	△ 2,615	△ 2,668	△ 2,723	△ 2,779	△ 2,836	△ 2,894	△ 2,953		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算見込)										
積立金	(K)	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支	黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤字 (Q)													
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	83.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899	899
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	802	750	759	712	727	727	836	924	924	899	899	899	899
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高	(X)	34,787	32,425	30,014	27,553	25,042	22,480	19,865	17,197	14,474	11,696	8,860	5,966	3,013

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		9,330	12,276	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365
	うち基準内繰入金	1,081	3,060	3,059	3,059	3,060	3,059	3,060	3,059	3,060	3,060	3,060	3,060	3,060
	うち基準外繰入金	8,249	9,216	8,325	8,310	8,310	8,285	8,280	8,280	8,305	8,305	8,305	8,305	8,305
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		9,330	12,276	11,384	11,369	11,370	11,344	11,340	11,339	11,365	11,365	11,365	11,365	11,365